

地方独立行政法人宮城県立病院機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則（平成23年宮城県規則第5号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(業務の執行)

第2条 法人の業務は、法及び地方独立行政法人宮城県立病院機構定款（以下「定款」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第3条 法人は、定款第1条の目的を達成するため、法第25条第1項の規定により宮城県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 医療の提供及びその附帯業務
- 二 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務
- 三 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務

(業務の委託)

第5条 法人は、その業務を他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を委託することができる。

2 法人は、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 法人は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとするとともに、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るものとする。

(規程への委任)

第7条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。